

公正入札調査委員会設置要領

1 趣旨

建設工事の入札の適正を期し、公正取引委員会（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第27条第1項に規定する公正取引委員会をいう。）との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、豊中市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 調査審議事項

委員会においては、工事について入札談合に関する情報があった場合には、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応。
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応。

3 構成

- (1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名で組織する。
- (2) 委員長及び副委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。この場合において委員長となる者は、総務部担当の副市長の職にある者とする。
- (3) 委員は、総務部長、契約検査課長並びに発注工事を所掌する部の部長、次長、担当課長及び総務担当課長とする。
- (4) 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは副委員長が、委員長及び副委員長にともに事故があるときは、委員長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

4 会議

委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて臨時会議を開くものとする。ただし、緊急やむをえない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

5 事務局

委員会の事務局は、総務部契約検査課に置くものとする。

6 その他

測量及び建設コンサルタント業務並びに物品等について入札談合に関する情報があった場合には、この要領の規定を準用する。

附 則

この要領は、平成6年9月5日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年7月23日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年12月1日から実施する。